

第1回検討会における組織再編に関する主なご意見

(論点1)用語の定義について(取得や統合の定義等)

- ・ (注:取得と統合の経済的実態が存在し)1つのパターンが会計処理として決まるということもなかなか難しいかと思っている。
- ・ 合併は、余り進んでいないというが、事実上の合併は非常に違う形で、アンダーグラウンドにおいて進められていると認識している。理事長が交代して、一人の理事長に収れんしていっているという件数はかなり上るといふふうに把握している。
- ・ 企業結合の会計基準は2つ(注:本体と実務指針)しかなく、パーチェス法しか採用されていない。
- ・ 信金、信組、農協等の協同組合組織は信用事業を実施し、再編が多いが、修正の持分プーリング法が認められているという。
- ・ 合併に関しては基準2つと座長から発言があったが、IPSAS(国際公会計基準)があり、合併に関してはパーチェスと持分プーリングのほかに、amalgamationという、融合というか統合という表現を用いて、会計処理を規定している。したがって、これの可能性についても十分に御検討する必要がある。
- ・ 相手が公的な施設であれば行政の認可を得て事業譲渡ができていた部分があるが、民間同士の場合の処理は可不可が判別しづらい。所轄庁においても判断がつかない部分がある。

(論点2)取得法人等の判定基準について

(特になし)

(論点3)統合時の論点について(基本金の会計処理等)

- ・ 合併の関係について、国庫補助金等特別積立金は、現状の会計実務としては減価償却費に対応する部分を補助金割合に応じて取り崩すということをしているが、仮に事業をやめた場合、国庫補助金等を返還する。その返還額の計算はどのようになっているかという点、その時点で国等の基準で再計算して、再計算した金額を返還するが、法人で計上されている積立金の残高以上に返還額のほうが高いという実態がある。行政が返還額をどのように算定しているのか、合併時に積立金をどのように取り崩すか、引き継ぐのかの会計処理を合わせて検討する必要がある。

(論点4)取得時の論点について(のれん、負ののれんの会計処理等)

(特になし)

(論点5)表示について(のれん、負ののれんの計算書類上の表示方法)

(特になし)